

学校法人鷺巣学園

幼保連携型認定こども園 梨花幼稚園 園則（兼運営規程）

（名称及び所在地）

第1条 学校法人 鷺巣学園が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 幼保連携型認定こども園 梨花幼稚園
- （2）所在地 静岡市駿河区下川原2丁目33番15号

（施設の目的及び運営方針）

第2条 梨花幼稚園（以下「本園」という。）の目的及び運営方針は、次のとおりとする。

（1）施設の目的

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（2）運営方針

- ① 園児第一主義
- ② ひとりひとりのやる気と個性を伸ばす。
- ③ 作法教育を中心に、基本的な生活習慣を身につける。
- ④ 集団での厳しさを経て、達成の喜びにつなげる。

（学級の編制）

第3条 0歳児3名、1歳児6名で1学級を編成。2歳児は6名で1学級を編制する。

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（利用定員）

第4条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- （1）法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） 255人

- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 30人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 12人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(提供する教育・保育等の内容)

第5条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育等の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第10条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 食事の提供
- (4) 送迎
- (5) 子育て支援事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第6条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年7月2日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条のとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動することがある。

- (1) 園長 1人
園長は、園の業務を統括し、渉外及び教育・保育業務の管理並びに人事及び事務管理を行う。
- (2) 副園長（教頭） 1人
副園長（教頭）は、園長の業務を補佐する。

(3) 指導保育教諭 3人

指導保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について保育教諭を統括する。

(4) 保育教諭 18人

保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 調理員 2人

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務職員 3人

事務職員は、園長を補佐し、事務一般についての業務を行う。

(7) 教育保育補助員

教育保育充実のため、必要に応じ採用することがある。

(学 期)

第8条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年の1月1日から3月31日まで

(教育・保育を提供する日)

第9条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

- 2 本園の休業日は、日曜日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。
- 3 以下の期間及び日については、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わないこととする。
 - (1) 夏季休業 7月21日から9月4日まで
 - (2) 冬季休業 12月21日から1月6日まで
 - (3) 春季休業 3月19日から4月6日まで
 - (4) 学園創立記念日 10月30日
 - (5) その他 園長が必要と認めた日
- 4 教育・保育の提供の上で必要があり、又はやむを得ない事情があるときは、前2項の規定に関わらず、休業日に教育・保育を行うことができる。

- 5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。

(教育・保育を提供する時間)

第10条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間

午前10時から午後2時までを教育標準時間とする。

- (2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

午前7時から午後7時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (3) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時まで又は午後4時30分から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第11条 本園は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価についての支払を支給認定保護者から受けることができ、その金額は下記のとおりとする。

費用の種類	納付額	徴収の理由
教育充実費	年額 25,200円 (分割月額2,100円)	特別講師等による授業料
施設費	年額 33,600円 (分割月額2,800円)	設備施設の安全整備のため
教材費	年額 33,600円 (分割月額2,800円)	安全で良質教育維持のため
積立金	年額 45,600円 (分割月額3,800円)	イベント・行事による体験学習のため

- 3 特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、実費の支払を受けるものとする。

項目	対象年齢	金額	
給食費	3・4・5歳児	月額	6,000円
おやつ代		月額	2,000円
絵本代		月額	400円
入園準備金	新入園児	入園時	5,000円

※ 上記のほか、通園バス利用者は利用料を納付する。

4 時間外保育及び一時預かりの料金は、次の表のとおりとする。

一時預かり、延長保育料

区 分	時間	料金
月単位継続利用	午前7時から午前8時00分 保育終了後から午後7時00分までの必要な時間	月額3,000円
1回単位利用	午後7時00分から午前8時00分	日額1,000円
	保育終了後から午後7時00分まで	日額1,000円
土曜日利用 (要予約)	午前8時00分から午後4時30分まで	日額2,000円
休園日利用 (要予約)	午前8時00分から午後4時30分まで	日額 500円

(入園に関する事項)

第12条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。

- 2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、本園の定める方法による選考を行う。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、静岡市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

(休園、退園、転園に関する事項)

第13条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第14条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
 - (2) 3号認定の子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- 2 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した園児には、修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第15条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに静岡市及び園児の保護者

等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 本園は、非常災害に備えて、園児の安全を確保するための具体的な計画等を作成することとする。

- 2 本園は、前項の計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 本園は、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第18条 本園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 本園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 本園は、市からの求めがあった場合には、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 本園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(秘密保持)

第19条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

附 則

この運営規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。